第 0000000030 号

放置違反金納付命令公示送達書

下記のとおり、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の４第４項の規定による放置違反金の納付の命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第１８項の規定により公示送達します。

なお、同条第５項に掲げる事項を記載した放置違反金納付命令書は、石川県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、放置違反金納付命令書を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令 和 8 年 6 月 3 日

石川県 公安委員会

記

1　放置違反金の納付期限

令和08年06月17日 まで

2　放置違反金納付命令書の送達を受けるべき者の違反番号及びその納付命令の件名

放置違反金納付命令書の送達を受けるべき者の違反番号	命令の件名
(第51-101-251217-101002号)	放置違反金の納付命令に関する件

注　道路交通法第５１条の４第１８項の規定により、この公示をした日から起算して７日を経過したときに、当該放置違反金納付命令書の到達があったものとみなされます。